

下請中小企業振興法「振興基準」の改正（令和2年1月）について

- 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」について、以下の目的のため、令和2年1月31日に改正を行った。
 - すべての型取引について、従来の保管・廃棄の適正化に加えて、適正化の対象を型の製作や支払条件改善等を含む型取引全般に拡大し、型の製作から廃棄に至るまで型取引の抜本的な適正化を図ること（なお、型取引の適正化に当たっては、契約のひな型を活用）。
 - 中小企業の業務効率化を目的に、受発注システム等の電子化への対応を促進すること。
- 改正「振興基準」を踏まえ、産業界の自主行動計画の改訂要請等を行い、大企業・親事業者に対するより一層の遵守の徹底を図る。

※前回改正は、平成30年12月末（大企業間取引、働き方改革、事業承継等改正）

改正事項1）型取引の適正化

◆ 型取引の適正ルールの遵守

（主要改正事項）

- 「契約のひな形」に基づく取引の実施
- 不要な型の廃棄
- 型製作相当費の一括払いや前払い
- 量産期間から補給期間への移行の明確化
- 型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡（「目安」に基づく型管理適正化）

改正事項2）電子化推進

◆ サプライチェーンにおける電子化による業務効率化推進

（主要改正事項）

- 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善（業務のデジタル化推進を含む）
- 中小企業共通EDI（電子データ交換）などによる電子受発注の導入推進
- 電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権、全銀EDIシステムなどの活用）導入推進等